一般社団法人福岡県中小企業診断士協会
（〒812―0046 福岡市博多区吉塚本町９―15　公益財団法人福岡県中小企業振興センター　10階）
一般社団法人沖縄県中小企業診断士協会末吉事務所
（〒903―0801 那覇市首里末吉町４―２―19　コーポ23　２階）

⑶　郵送による受験申込書等の請求　返信用の封筒（角形２号（240㎜×332㎜）を用い、受験申込書等の送付を受ける先を明記して、140円分の郵便切手を貼りつけること。）を添えて、Ⅰの７⑵に掲げる一般社団法人又は株式会社の試験係宛て、平成26年５月７日（水曜日）から平成26年５月27日（火曜日）まで（必着）に請求すること。

８　受験申込書等の受付

⑴　受付の期間　平成26年５月７日（水曜日）から平成26年６月３日（火曜日）まで

⑵　受験申込みの方法　一般社団法人中小企業診断協会が交付する受験申込書（郵便振替振込用紙）に必要事項を記入のうえ、受験手数料をⅠの８⑴に掲げる受付の期間内に、ゆうちょ銀行又は郵便局から払い込むこと。

９　合格発表

⑴　第１次試験合格者　平成26年９月９日（火曜日）に、一般社団法人中小企業診断協会のホームページにおいて合格者の受験番号を掲載するとともに、Ⅰの７⑵に掲げる一般社団法人又は株式会社において合格者の受験番号を掲示する。

また、第１次試験合格者には、一般社団法人中小企業診断協会から中小企業診断士第１次試験合格証書を交付する。

⑵　科目合格者　平成26年９月９日（火曜日）に、一般社団法人中小企業診断協会のホームページにおいて科目合格者の受験番号を掲載する。

また、科目合格者には、一般社団法人中小企業診断協会から科目合格通知書を交付する。

10　その他　試験の詳細については、受験申込書等と同時に交付する中小企業診断士第１次試験案内を参照すること。

Ⅱ．第２次試験

１　受験資格　平成25年度若しくは平成26年度の第１次試験に合格した者又は中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令及び中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令（平成17年経済産業省令第79号）附則第５条第１項第２号の規定により第１次試験の合格を経ずに受験することができる者。

２　試験期日

⑴　筆記試験　平成26年10月26日（日曜日）

⑵　口述試験　平成26年12月21日（日曜日）

３　試験科目及び方法　第２次試験は、中小企業の診断及び助言に関する実務の事例について、短答式又は論文式による筆記試験を行い、当該筆記試験において相当の成績を得た者について口述試験を行う。

４　試験地　札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡の各地区

５　試験の実施に関する事務を行う機関　一般社団法人中小企業診断協会

６　受験手数料　17,200円

７　受験申込書等の交付

⑴　交付期間　平成26年８月29日（金曜日）から平成26年９月19日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前９時から午後５時まで

⑵　交付場所　Ⅰの７⑵に掲げる一般社団法人（一般社団法人沖縄県中小企業診断士協会を除く。以下同じ。）及び株式会社において交付する。

⑶　郵送による受験申込書等の請求　返信用の封筒（角形２号（240㎜×332㎜）を用い、受験申込書等の送付を受ける先を明記して、120円分の郵便切手を貼りつけること。）を添えて、Ⅰの７⑵に掲げる一般社団法人又は株式会社の試験係あて、平成26年８月29日（金曜日）から平成26年９月12日（金曜日）まで（必着）に請求すること。

８　受験申込書等の受付

⑴　受付の期間　平成26年８月29日（金曜日）から平成26年９月19日（金曜日）まで

⑵　受験申込みの方法　一般社団法人中小企業診断協会が交付する受験申込書（郵便振替振込用紙）に必要事項を記入のうえ、受験手数料をⅡの８⑴に掲げる受付の期間内に、ゆうちょ銀行又は郵便局から払い込むこと。

９　口述試験を受ける資格を得た者の発表　平成26年12月12日（金曜日）に、口述試験を受ける資格を得た者の受験番号を一般社団法人中小企業診断協会のホームページにおいて掲載するとともに、Ⅰの７⑵に掲げる一般社団法人及び株式会社において掲示する。

また、口述試験を受ける資格を得た者には、一般社団法人中小企業診断協会から中小企業診断士口述試験案内を郵送する。

10　合格発表　平成27年１月６日（火曜日）に、一般社団法人中小企業診断協会のホームページにおいて合格者の受験番号を掲示するとともに、Ⅰの７⑵に掲げる一般社団法人及び株式会社において合格者の受験番号を掲示する。

また、第２次試験合格者には、一般社団法人中小企業診断協会から中小企業診断士第２次試験合格証書を交付する。

11　その他　試験の詳細については、受験申込書等と同時に交付する中小企業診断士第２次試験案内を参照すること。

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第二項の規定に基づき、次件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十六年四月十五日

東北経済産業局長　守本　憲弘

一　件名　気仙沼市申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十六年五月二十三日　午後二時から

三　場所　地方卸売市場気仙沼市魚市場三階会議室（宮城県気仙沼市魚市場前八番二十五号）

四　事案の要旨

１　一般ガス供給約款の変更（東日本大震災により需要構成が大きく変化したことや、近年の原料価格の高騰により、現状の原料価格が原料費調整制度の限度額を超えていることなどから、ガス料金総原価の見直しを行うことに伴う料金改定）

２　申請者からの申請資料については、東北経済産業局のホームページ（http://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/gas/topics/140328shinsei.html）に掲載する。なお、当該資料については、東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）並びに気仙沼市ガス水道部ガス課（宮城県気仙沼市幸町一丁目一番二十六号）において閲覧に供する。

五　その他

１　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を、メールアドレスを付記することができる場合はメールアドレスを付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した東北経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「気仙沼市関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十六年五月九日午後五時までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう提出すること。この意見陳述届出書は、電子メール（thk-gasjigyo@meti.go.jp）により提出することもできる。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、東北経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

２　傍聴を希望する者は、官製はがき（郵便番号、住所、氏名、電話がある場合は電話番号及び「気仙沼市関係公聴会傍聴希望」の旨を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十六年五月九日午後五時までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。この傍聴の申込みは、電子メール（thk-gasjigyo@meti.go.jp）により行うこともできる（郵送とメールの重複申込みを行った場合は、メールでの申込みを有効とする。）。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。